

議案第23号

阿見町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

阿見町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月25日提出

阿見町長 千 葉 繁

阿見町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

阿見町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年阿見町条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

階級 勤務年数	団長	副団長	分団長	副分団長	部長及び班長	団員
5年以上 10年未満	239,000円	229,000円	219,000円	214,000円	204,000円	200,000円
10年以上 15年未満	344,000円	329,000円	318,000円	303,000円	283,000円	264,000円
15年以上 20年未満	459,000円	429,000円	413,000円	388,000円	358,000円	334,000円
20年以上 25年未満	594,000円	534,000円	513,000円	478,000円	438,000円	409,000円
25年以上 30年未満	779,000円	709,000円	659,000円	624,000円	564,000円	519,000円
30年以上 35年未満	979,000円	909,000円	849,000円	809,000円	734,000円	689,000円
35年以上	1,079,000円	1,009,000円	949,000円	909,000円	834,000円	789,000円

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

阿見町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例新旧対照表

現行							改正後							備考
別表（第2条関係）							別表（第2条関係）							
階級	勤務年数						階級 勤務年数	団長	副団長	分団長	副分団 長	部長及 び班長	団員	
	5 年 以 上 10 年 未 満	10 年 以 上 15 年 未 満	15 年 以 上 20 年 未 満	20 年 以 上 25 年 未 満	25 年 以 上 30 年 未 満	30年以 上								
団長	239,000 円	344,000 円	459,000 円	594,000 円	779,000 円	979,000 円	5年以上 10年未満	239,000 円	229,000 円	219,000 円	214,000 円	204,000 円	200,000 円	
副団長	229,000 円	329,000 円	429,000 円	534,000 円	709,000 円	909,000 円	10年以上 15年未満	344,000 円	329,000 円	318,000 円	303,000 円	283,000 円	264,000 円	
分団長	219,000 円	318,000 円	413,000 円	513,000 円	659,000 円	849,000 円	15年以上 20年未満	459,000 円	429,000 円	413,000 円	388,000 円	358,000 円	334,000 円	
副分団長	214,000 円	303,000 円	388,000 円	478,000 円	624,000 円	809,000 円	20年以上 25年未満	594,000 円	534,000 円	513,000 円	478,000 円	438,000 円	409,000 円	
部長及び 班長	204,000 円	283,000 円	358,000 円	438,000 円	564,000 円	734,000 円	25年以上 30年未満	779,000 円	709,000 円	659,000 円	624,000 円	564,000 円	519,000 円	
団員	200,000 円	264,000 円	334,000 円	409,000 円	519,000 円	689,000 円	30年以上 35年未満	979,000 円	909,000 円	849,000 円	809,000 円	734,000 円	689,000 円	
							35年以上	1,079,000 円	1,009,000 円	949,000 円	909,000 円	834,000 円	789,000 円	

議案第23号 説明資料

阿見町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

【改正の理由】

消防団員の処遇改善及び地域防災力の維持向上を図るため。

【改正の概要】

(1) 退職報奨金の支給額 別表(第2条関係)

別表を以下の通り改める。

階級		団長	副団長	分団長	副分団長	部長及び 班長	団員
勤務 年数	5年以上 10年未満	239,000 円	229,000 円	219,000 円	214,000 円	204,000 円	200,000 円
	10年以上 15年未満	344,000 円	329,000 円	318,000 円	303,000 円	283,000 円	264,000 円
	15年以上 20年未満	459,000 円	429,000 円	413,000 円	388,000 円	358,000 円	334,000 円
	20年以上 25年未満	594,000 円	534,000 円	513,000 円	478,000 円	438,000 円	409,000 円
	25年以上 30年未満	779,000 円	709,000 円	659,000 円	624,000 円	564,000 円	519,000 円
	30年以上 35年未満	979,000 円	909,000 円	849,000 円	809,000 円	734,000 円	689,000 円
	35年以上	1,079,000 円	1,009,000 円	949,000 円	909,000 円	834,000 円	789,000 円

【施行年月日】

この条例は、令和7年4月1日から施行する。